

このマニュアルは、新型コロナウイルス感染症の予防、拡大防止のため、下記の事項(9項目)を考慮し、災害が発生した際に避難所の開設及び運営の初期対応についてまとめました。

- 可能な限り多くの避難所の開設 …①
- 親戚や友人の家等への避難検討 …②
- 自宅療養者等の避難の検討 …③
- 避難者の健康状態の確認 …④
- 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底 …⑤
- 避難所の衛生環境の確保 …⑥
- 十分な換気の実施、スペースの確保 …⑦
- 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保 …⑧
- 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合 …⑨

#### 【避難所開設の周知】

- 災害が発生し、もしくは災害の発生が想定される場合、避難準備情報や避難勧告（避難指示）を発令し避難を呼びかける際に、避難所の過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人宅等で堅牢で上層階のある建物への避難や、療養者にあたっては自宅の上層階への避難を検討するよう周知する。(②,③)

#### 【避難所の開設・運営】

##### 1. 避難所の開設

- 避難所担当職員は、感染症予防のため、マスク及び手袋（医療用使い捨て等）を装着すること。(⑤)
- 避難所を開設し、避難者を受け入れる際、住所（町名）、氏名、体調を聞き取り、担当職員が記録する。(④)
- 避難所へ避難された全ての者に対して検温（非接触型体温計を使用）を実施する。(④)

##### 2. 避難場所スペースの区画割り

- 避難所内の区画割りについては、避難スペースの入口付近（トイレ付近）に要支援者コーナーや救護スペースを設ける。また、通路はビニールテープなどを使い、わかりやすく十分な幅を確保する。(⑥,⑦)
- 避難者の十分な距離（ソーシャルディスタンス）を確保することから、通常の避難場所となる体育館以外に、空き教室や自主避難場所（公民館）を確保しておく。(①,⑧)
- 避難者1人当たりのスペースを十分確保できるよう、通常の1.8m（3.3㎡）から2.0m（4㎡）とし、区画を事前に計っておき、間隔をあけて居住させるようにする。(⑦)
- 発熱や咳等の症状がある者のための専用スペースを確保し、誘導できる体制を整える。(⑧)

##### 3. 避難者の誘導

- 避難者を誘導する際、避難者の年齢や身体状況から、割り当てたスペースに誘導する。(⑧)
- 避難所への入場の際には、手指の消毒を実施させるとともに、マスク不所持者には備蓄用のマスクを配布する。(⑤,⑥)
- 体調不良者や検温の結果より入場前に症状がある者は、一般避難者とは別に割り当てた部屋に誘導する。(⑧)

##### 4. 避難所の運営

- 避難者が密接にならないよう注意を払うとともに、適宜、換気を行う。(⑦)
- 避難者で体調不良となった者がいないか、避難者に注意を促すとともに、随時状況を観察しておく。(⑥)
- 避難所の運営にあたっては、担当職員のみならず地域のリーダー（区長や民生委員、自主防災組織）の協力を得ることとする。(④,⑥,⑦)

##### 5. 避難所で体調不良となった場合

- 避難者が避難場所において体調不良となった場合、検温を再度実施するとともに、別に割り当てた部屋に誘導する。必要に応じ医療保健班による巡回健康相談の対応を求める。(⑧)
- 新型コロナウイルス感染症の症状が見られるなど、感染症の疑いがある場合は、救急搬送を要請する。(⑨)